

## 第3章 家庭的養育の推進に向けた取組

### 1 社会的養護が必要な子どもたち（将来推計）

社会的養護とは、保護者のいない子どもや、虐待等の理由により保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われます。

県は、家庭養育優先原則のもと、予防的支援を中心とした家庭への支援を行う一方で、家庭での生活が子どもの成長や発達に悪影響を及ぼすリスクや、子どもと家庭への支援の状況を考慮し、必要な場合には、子どもを適切に保護し、里親委託や施設入所の措置を行う必要があります。

令和5年度に、有識者や社会的養護関係者を中心としたワーキンググループが、県内の社会的養護経験者等を対象に行った調査（以下「WG調査」という。）では、児童相談所や児童養護施設の職員に対する感謝の声が多く寄せられており、今後も社会的養護が必要な子どもへの支援の充実に取り組んでまいります。

#### （1）児童福祉法改正等を踏まえた計画の見直し

平成28年の改正児童福祉法の理念を具体化するために国が示した「新しい社会的養育ビジョン」では、家庭養育優先原則により、特に就学前の子どもについては、原則として、施設への新規入所を停止し、里親への包括的支援を抜本的に強化することで、里親による養育を推進することとされました。国からは、令和11年度までの里親等委託率の目標として、乳幼児にあっては75%以上、学童期以降にあっては50%以上とすることが示されています。

そして、施設については、里親への委託が適当でないケアニーズの高い子どもに対して、できる限り良好な家庭的環境のもとで、質の高い個別的なケアを行うため、小規模かつ地域分散化された環境を確保することとされました。

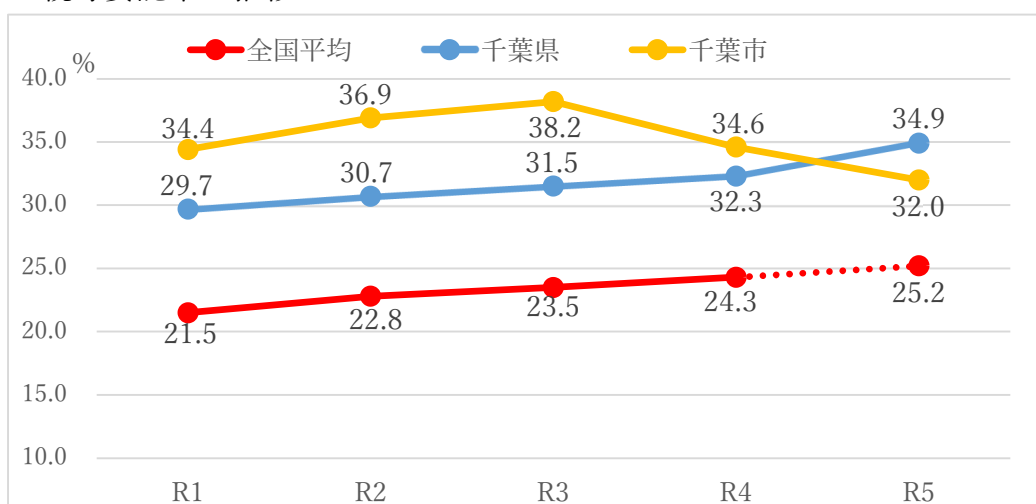
また、令和4年の児童福祉法の改正では、里親支援をさらに強化するため、新たに里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられたことから、県としても、里親支援センターの設置を進めるとともに、里親委託の推進と施設の小規模かつ地域分散化を一層進め、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を実現していく必要があります。

本計画では、令和１１年度までの目標を設定し、その実現に向けて取り組んできましたが、令和４年の児童福祉法の改正などを踏まえ、取組と目標を見直します。

## （２）里親等委託率

「里親等委託率」とは、家庭で適切な養育が受けられないため里親や施設のもとで生活しているこどものうち、里親やファミリーホームといった家庭と同様の養育環境で生活しているこどもの割合を表す指標です。

### ○里親等委託率の推移



※千葉県の数値は千葉市を除く

出典：児童家庭課調べ

### ○里親等委託率の算出方法

$$\text{里親等委託率（％）} = \left( \text{①} + \text{②} \right) \div \left( \text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} \right) \times 100$$

- ①里親に委託されている児童数（年度末時点）
- ②ファミリーホームに委託されている児童数（年度末時点）
- ③児童養護施設に入所している児童数（年度末時点）
- ④乳児院に入所している児童数（年度末時点）

※児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホームなどに入所している児童は含まれません。

本県では、虐待等の理由により家庭で暮らすことが困難なこどもが家庭における養育環境と同様の環境で養育されるよう里親委託の推進に取り組んだ結果、里親等委託率は全国の数値を上回って順調に推移しています。しかし、国から示されている里親等委託率は非常に高い数値目標であることから、里親委託の推進に向けた取組を、更に強化する必要があります。

今回の計画の見直しに当たっては、本県の社会的養護の現状を踏まえ、里親等委託率の目標値を改めて設定することとしました。

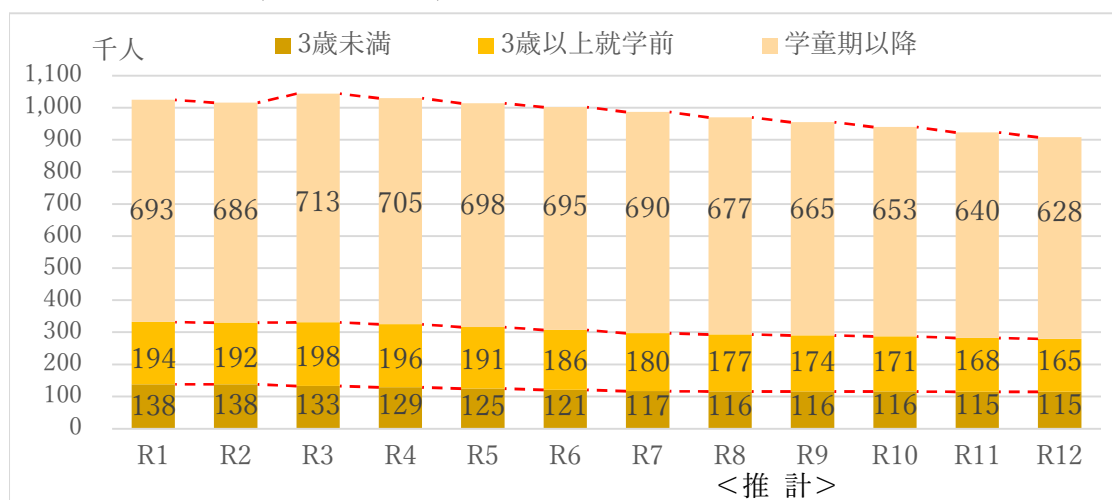
### (3) 里親や施設による養育を必要とするこどもの数

ここでは、里親等委託率の目標値の設定や、将来的に必要な施設の定員についての分析を行うため、家庭での養育が困難なことから、里親や児童養護施設などによる養育を必要としているこどもの数を推計します。

推計については、国が指定する3つの年齢区分（3歳未満（0～2歳）、3歳以上就学前（3～6歳）、学童期以降（7～19歳））で行い、里親等委託率の対象となる、里親、ファミリーホームに委託されているこども、児童養護施設、乳児院に入所しているこどもを対象とします。

まず、こどもの人口について推計を行いました。推計にあたっては、千葉県毎月常住人口調査や国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口を活用しています。

#### ○こどもの人口（0歳～19歳）の推計



出典：「千葉県年齢別・町丁字別人口」、「国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口」、児童家庭課調べ

全国的に少子高齢化、人口減少が進む中、本県においてもこどもの人口は減少傾向にあり、今後も減少する見込みです。

一方で、児童相談所における児童虐待相談対応件数や一時保護件数については、ここ数年横ばいで推移しており、里親や施設において生活しているこどもの数も、増減はあるものの、ほぼ横ばいの状況が続いています。

#### ○里親や施設において生活しているこどもの数の推移

| 年 度     | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 3歳未満    | 113   | 133   | 101   | 85    | 103   |
| 3歳以上就学前 | 224   | 206   | 216   | 202   | 187   |
| 学童期以降   | 932   | 948   | 957   | 1,012 | 983   |
| 計       | 1,269 | 1,287 | 1,274 | 1,299 | 1,273 |

出典：「福祉行政報告例」

また、里親への委託や施設への入所などの方針が決定したものの、適切な委託先が見つからないため、一時保護所などで待機しているこどもがいることから、これを里親や施設による養育が必要なこどもの需要として、推計に含めることとします。

#### ○施設入所等の待機児童数の推移

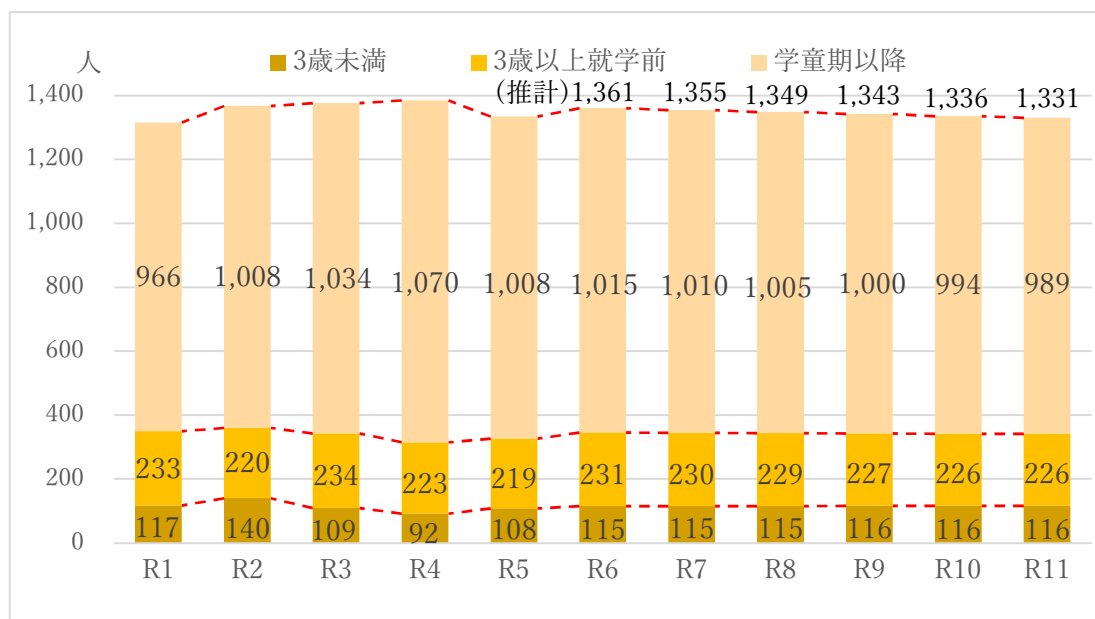
| 年 度   | R1 | R2 | R3  | R4 | R5 |
|-------|----|----|-----|----|----|
| 待機児童数 | 47 | 82 | 104 | 87 | 62 |

※障害相談や非行相談に関するものは除きます

出典：「福祉行政報告例」

こどもの人口は減少しているものの里親や施設において生活しているこどもの数はほぼ横ばいの状況が続いていることや、里親委託や施設入所の潜在的な需要を踏まえて、里親や施設による養育が必要なこどもの数を令和11年度まで推計したところ、緩やかに減少していくものの、ほぼ横ばいの状況で推移するという結果になりました。

### ○里親や施設による養育が必要なこどもの数（推計）



出典：児童家庭課調べ

### （４）里親等委託率の目標の設定

里親や施設による養育が必要なこどもの数の推計に基づき、本計画における里親等委託率の目標を設定します。

里親等委託率は、全国的に児童相談所の設置自治体ごとに算定しており、こども家庭庁が公表している里親等委託率の状況についても、児童相談所を設置する都道府県、政令市、中核市ごとの数値で示されています。このため、政令市である千葉市は独自に児童相談所を設置していることから、千葉市における里親等委託率を算定し、千葉県では千葉市を除く53市町村の里親等委託率を算定し、公表しています。

また、本県では、総合計画をはじめとする関連計画に里親等委託率の目標が設定されていますが、その目標値は千葉市を除いたものとなっており、千葉市においても、市独自の目標を設定し、里親委託に取り組んでいるところです。

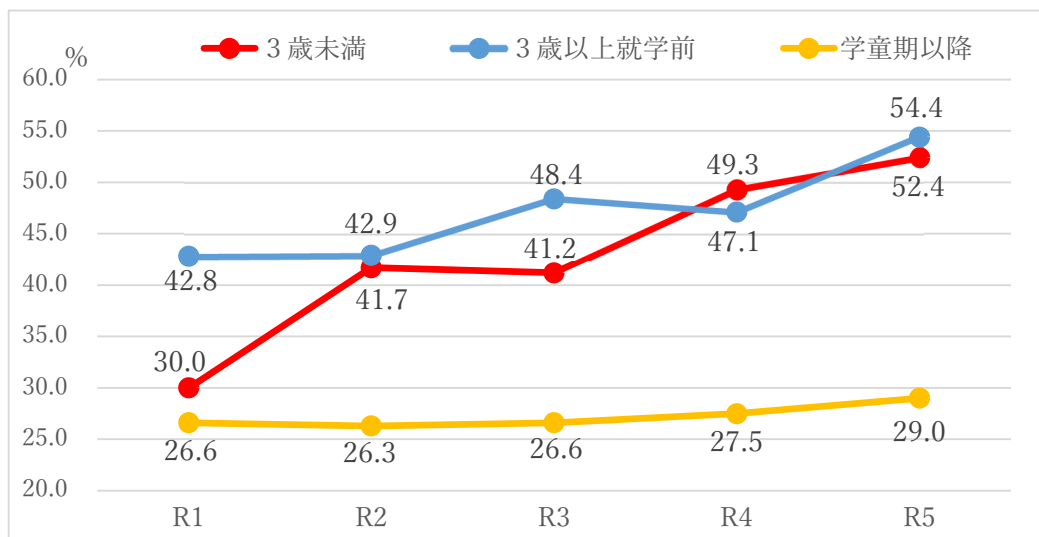
本計画では、県と市で一つの目標を設定しているところですが、里親等委託率については、これまでの経緯を踏まえ、別々に目標を設定しています。

里親等委託率については、里親や施設による養育が必要なこどもの数全体で計算した一つの数値しかありませんでしたが、本計画においては、国が指定する3つの年齢区分（3歳未満（0～2歳）、3歳以上就学前（3～6歳）、学童

期以降（7～19歳）において、目標を設定する必要があります。

国の指定する年齢区分別の里親等委託率は以下のとおり推移しています。

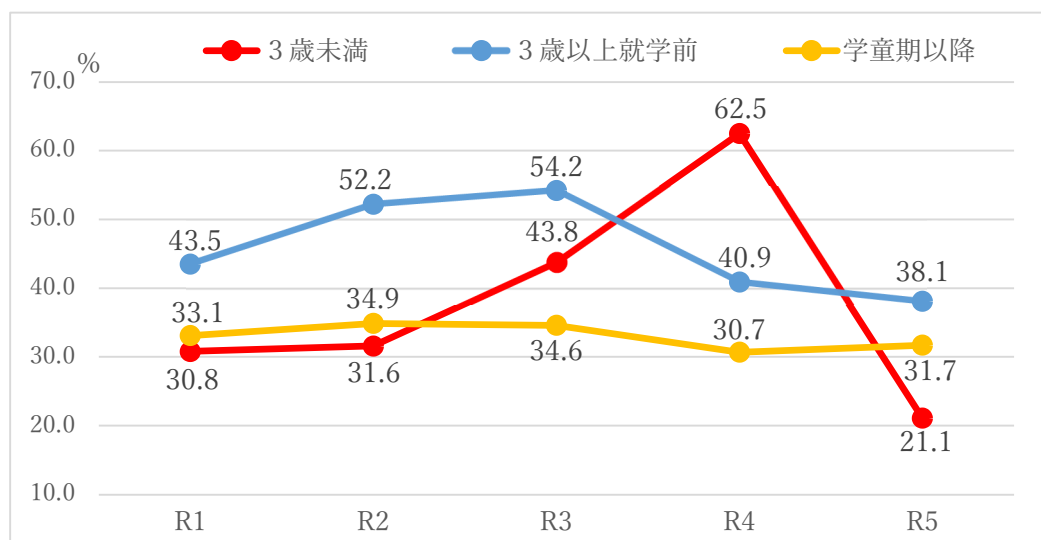
○【千葉県】年齢区分別の里親等委託率の推移



※千葉市を除く

出典：児童家庭課調べ

○【千葉市】年齢区分別の里親等委託率の推移



出典：千葉市こども家庭支援課調べ

千葉県の実況を見ても、3歳未満と3歳以上就学前の乳幼児の委託率が高い状況が続いており、学童期以降についても、委託率は低いですが順調に増加しています。

千葉市の状況を見ても、3歳以上就学前の3～6歳の幼児の委託率が非常に高くなっており、3歳未満の委託率があまり高くない状況になっています。

#### (5) 千葉県の目標

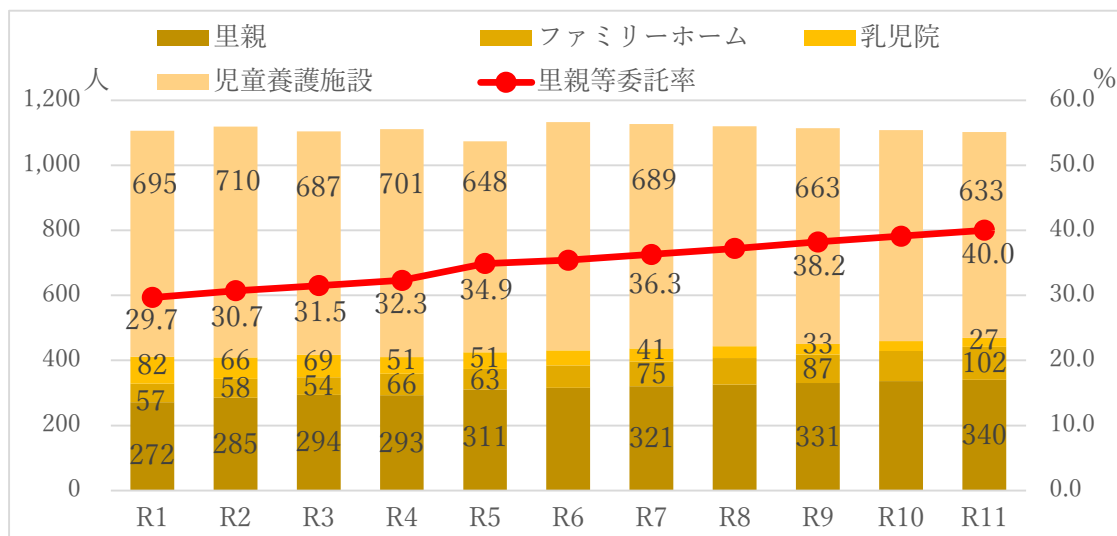
千葉県の里親等委託率（全体）については、計画の終期である令和11年度までに、40%を目指すこととします。

国が指定する3つの区分について、国は令和11年度までに乳幼児については75%以上、学童期以降については50%以上とする目標設定を掲げていることから、本県においても最終的には75%と50%を達成することを目標としますが、本計画の期間においては、3歳未満は75.9%、3歳以上就学前は55.4%、学童期以降は33.3%を目標とします。

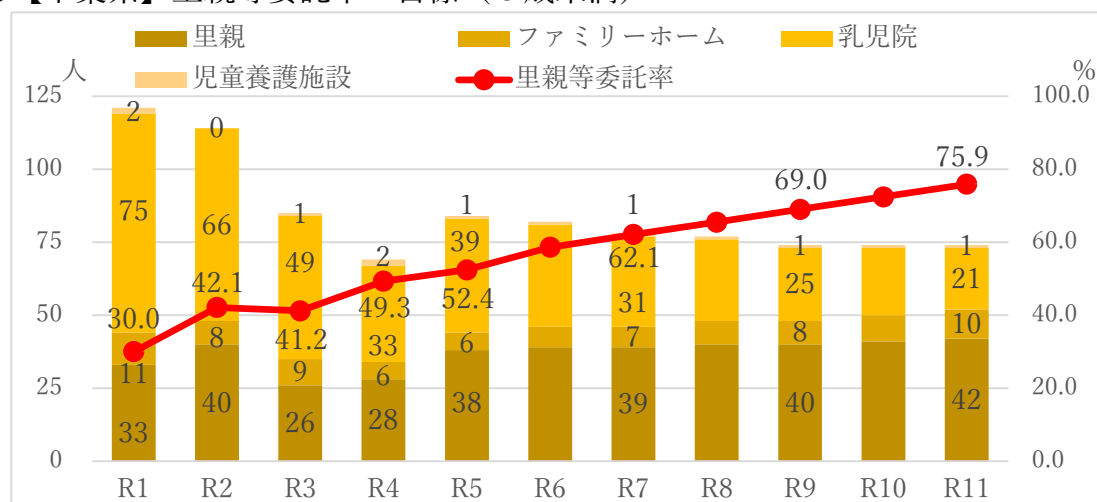
#### ○【千葉県】里親等委託率の目標

| 年 度     | R1    | R5    | R7    | R9    | R11   | 最終<br>目標 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|
| 3歳未満    | 30.0% | 52.4% | 62.1% | 69.0% | 75.9% | -        |
| 3歳以上就学前 | 42.8% | 53.6% | 54.1% | 54.8% | 55.4% | 75.0%    |
| 学童期以降   | 26.5% | 29.3% | 30.3% | 31.8% | 33.3% | 50.0%    |
| 合 計     | 29.7% | 34.9% | 36.3% | 38.2% | 40.0% | -        |

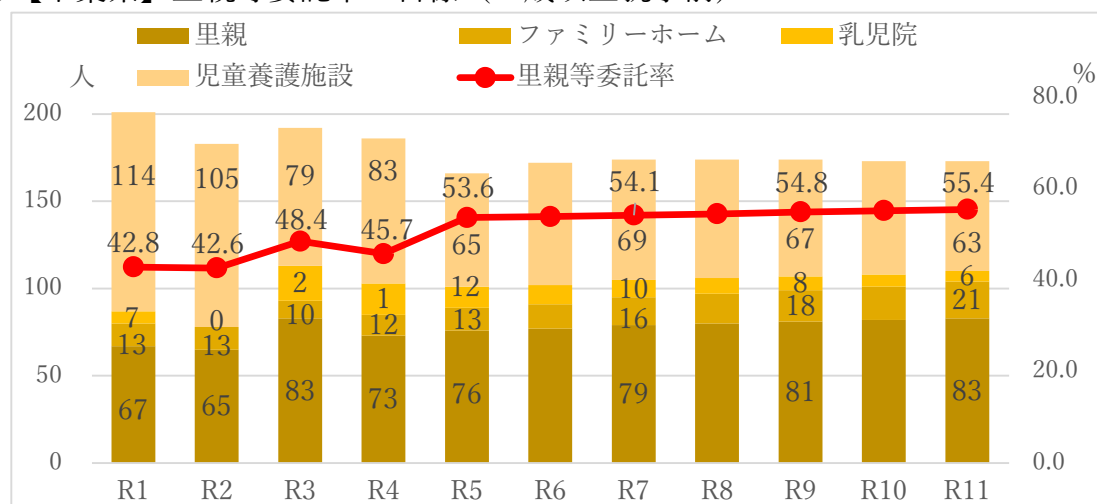
○【千葉県】里親等委託率の目標（全体）



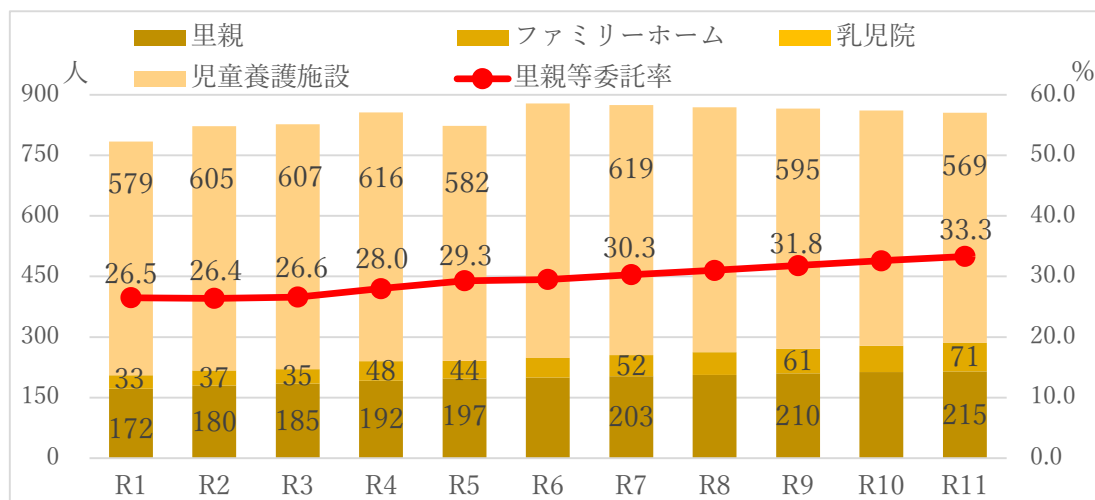
○【千葉県】里親等委託率の目標（3歳未満）



○【千葉県】里親等委託率の目標（3歳以上就学前）



○【千葉県】里親等委託率の目標（学童期以降）



この里親等委託率を達成するためには里親やファミリーホームの数を増やす必要があることから、登録里親数とファミリーホームの設置数についても、目標を設定することとします。

○【千葉県】登録里親数の目標

| 年 度       | R1    | R5    | R7    | R9    | R11   |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 登録里親数     | 567 組 | 753 組 | 802 組 | 851 組 | 900 組 |
| 里親への委託児童数 | 272 人 | 311 人 | 324 人 | 332 人 | 340 人 |

○【千葉県】ファミリーホームの設置数の目標

| 年 度       | R1   | R5   | R7   | R9   | R11   |
|-----------|------|------|------|------|-------|
| ファミリーホーム数 | 15   | 16   | 19   | 22   | 25    |
| 委託児童数     | 57 人 | 66 人 | 79 人 | 93 人 | 103 人 |

(6) 千葉市の目標

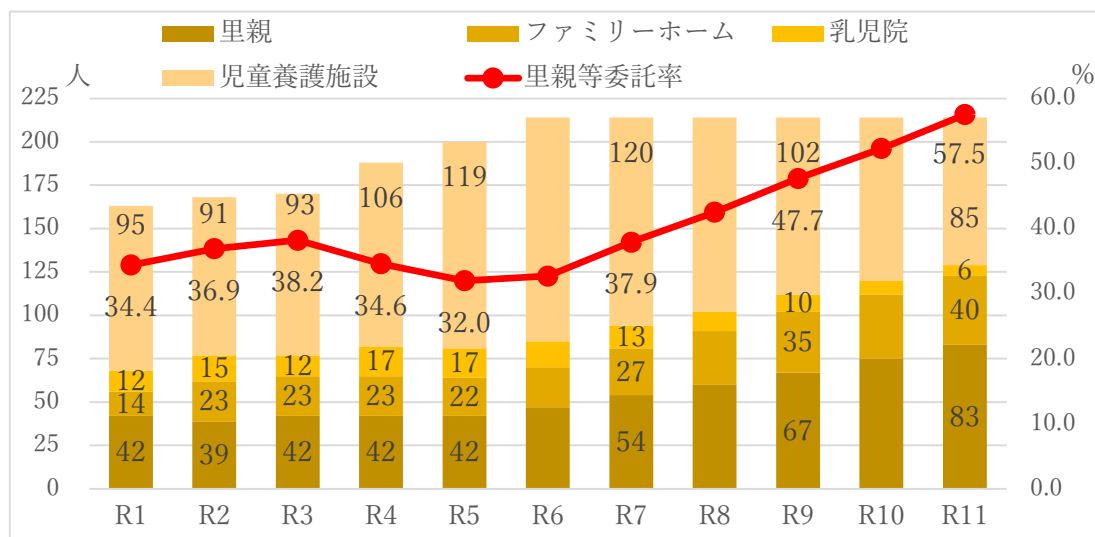
千葉市においては、里親等委託率（全体）について、計画の終期である令和11年度までの5年間で57.5%を目指すこととします。

国の指定する3つの区分について、最終的には75%と50%を達成することを目指します。

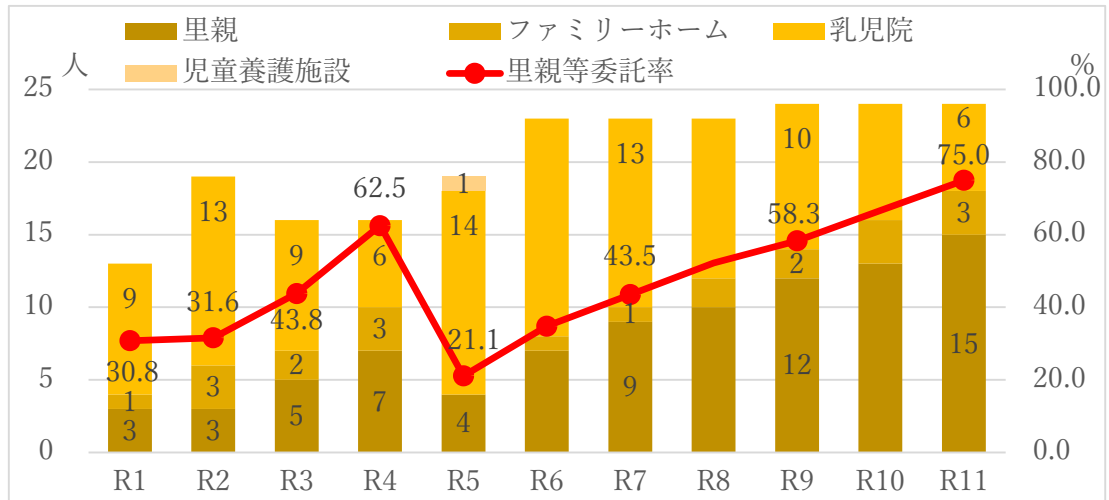
○【千葉市】里親等委託率の目標

| 年 度     | R1    | R5    | R7    | R9    | R11   |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 3歳未満    | 30.8% | 21.1% | 43.5% | 58.3% | 75.0% |
| 3歳以上就学前 | 43.5% | 38.1% | 48.8% | 62.5% | 75.0% |
| 学童期以降   | 33.1% | 31.7% | 34.0% | 42.0% | 50.0% |
| 合 計     | 34.4% | 32.0% | 37.9% | 47.7% | 57.5% |

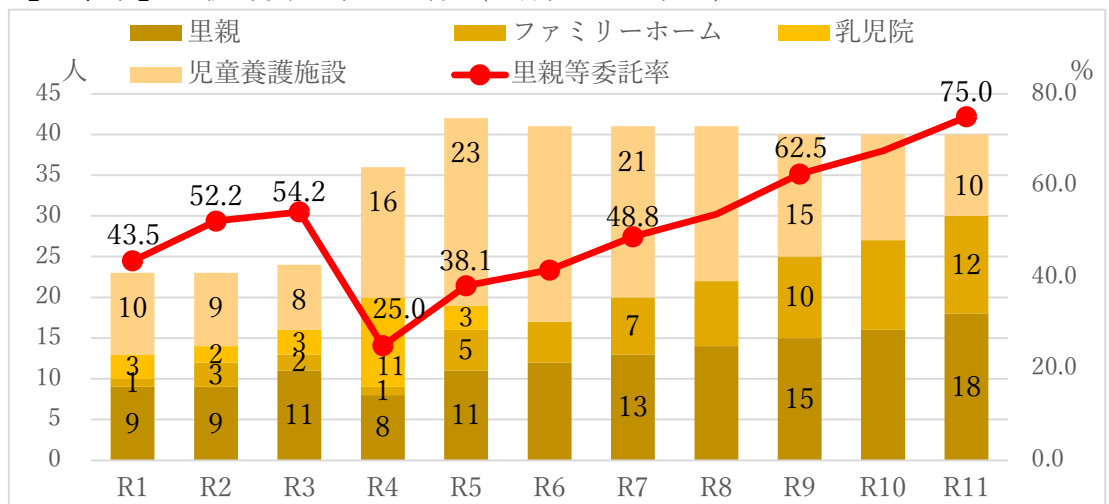
○【千葉市】里親等委託率の目標（全体）



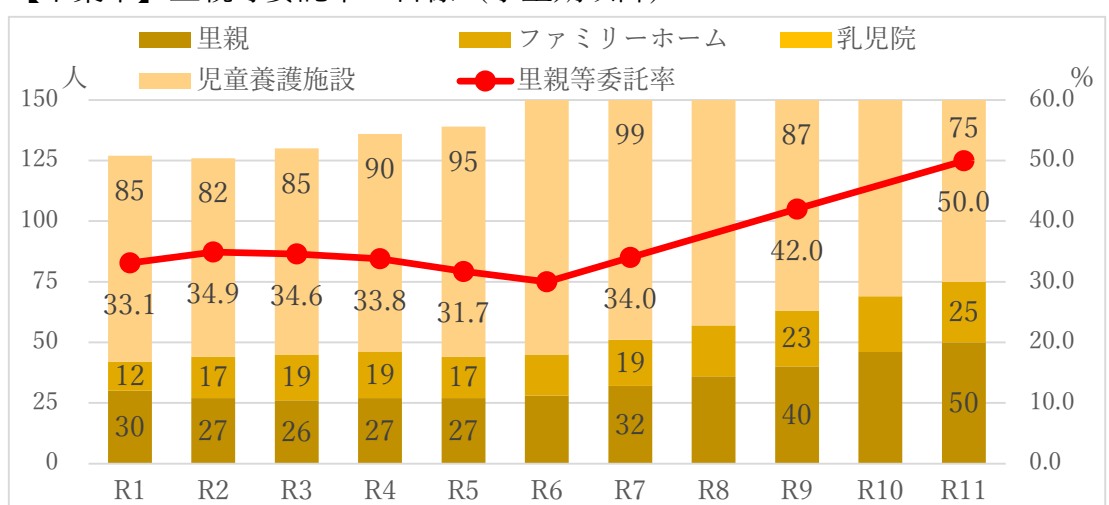
○【千葉市】里親等委託率の目標（3歳未満）



○【千葉市】里親等委託率の目標（3歳以上就学前）



○【千葉市】里親等委託率の目標（学童期以降）



この里親等委託率を達成するためには里親やファミリーホームの数を増やす必要があることから、登録里親数とファミリーホームの設置数についても、目標を設定することとします。

○【千葉市】登録里親数の目標

| 年 度       | R1   | R5    | R7    | R9    | R11   |
|-----------|------|-------|-------|-------|-------|
| 登録里親数     | 86 組 | 109 組 | 129 組 | 161 組 | 192 組 |
| 里親への委託児童数 | 42 人 | 42 人  | 54 人  | 67 人  | 83 人  |

○【千葉市】ファミリーホームの設置数の目標

| 年 度       | R1   | R5   | R7   | R9   | R11  |
|-----------|------|------|------|------|------|
| ファミリーホーム数 | 4    | 6    | 6    | 7    | 8    |
| 委託児童数     | 14 人 | 22 人 | 27 人 | 35 人 | 40 人 |

## 2 里親委託の推進

### (1) 現状と課題

里親登録数は年々増加しており、養育里親の登録数も増えていますが、家庭養育優先原則・パーマネンシー保障の理念のもと、里親委託を推進していくためには、さらに登録数を増やしていく必要があります。里親はこどもが欲しい家庭のための制度ではなく、こどもの最善の利益を考え、こどもが健やかに成長できるように家庭と同様の環境で養育するための制度であることを、より多くの方に理解していただき、里親登録数が増えるよう取組を強化していく必要があります。

#### ○【千葉県】里親委託の状況

| 年 度                           | R1             | R2             | R3             | R4             | R5             |
|-------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 登録里親数                         | 567 組          | 585 組          | 643 組          | 694 組          | 753 組          |
| 養育里親数                         | 477 組          | 500 組          | 552 組          | 607 組          | 664 組          |
| うち専門里親数                       | 20 組           | 18 組           | 20 組           | 20 組           | 21 組           |
| 養子縁組里親                        | 256 組          | 275 組          | 318 組          | 361 組          | 395 組          |
| 親族里親数                         | 34 組           | 33 組           | 33 組           | 36 組           | 38 組           |
| 児童を委託している里親数<br>(登録里親数に対する割合) | 211 組<br>37.2% | 226 組<br>38.6% | 231 組<br>35.9% | 238 組<br>34.3% | 263 組<br>34.9% |
| 里親への委託児童数                     | 272 人          | 285 人          | 294 人          | 293 人          | 311 人          |

出典：「福祉行政報告例」

#### ○【千葉市】里親委託の状況

| 年 度                           | R1            | R2            | R3            | R4            | R5            |
|-------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 登録里親数                         | 86 組          | 92 組          | 98 組          | 102 組         | 109 組         |
| 養育里親数                         | 60 組          | 66 組          | 75 組          | 79 組          | 86 組          |
| うち専門里親数                       | 6 組           | 6 組           | 6 組           | 6 組           | 5 組           |
| 養子縁組里親                        | 23 組          | 23 組          | 21 組          | 21 組          | 21 組          |
| 親族里親数                         | 4 組           | 3 組           | 2 組           | 2 組           | 2 組           |
| 児童を委託している里親数<br>(登録里親数に対する割合) | 32 組<br>37.2% | 32 組<br>34.8% | 35 組<br>35.7% | 34 組<br>33.3% | 36 組<br>33.0% |
| 里親への委託児童数                     | 42 人          | 39 人          | 42 人          | 42 人          | 42 人          |

出典：「福祉行政報告例」

現状として、里親の登録数は増加していますが、こどもを委託している里親の割合は、それほど増えていません。里親の登録数を増やす取組に加えて、こどもを委託されていない未委託里親への委託を進めていく必要がありますが、一方で乳児など低年齢児の委託を希望する里親が多いため、高齢児の委託がなかなか進まないという課題もあります。

里親の養育技術の向上を図るための研修の実施や支援の充実についても、今まで以上に取り組まなくてはなりません。里親の増加に伴い初めてこどもを委託される里親も増えてきており、里親が安心してこどもの養育ができるよう、また里親が委託されたこどもに適切な養育ができなくなることがないように、支援を強化していくことが重要です。さらに、親の虐待や不適切な養育等による問題行動や心身の問題により養育里親では対応が難しいこどもが増えていることから、専門里親を増やすための取組も強化する必要があります。

また、計画前期において、里親に関する業務のフォスティング機関（里親養育包括支援機関）への包括的な業務委託を実施していますが、今後、里親支援をさらに強化するため、令和6年4月に児童福祉施設として位置づけられた里親支援センターの設置を進めていく必要があります。なお、千葉市においても包括的な業務委託を実施しているところであり、児童相談所と委託事業者が連携し、取組を強化していく必要があります。

最後に、養子縁組についてです。養子縁組には普通養子縁組と特別養子縁組があり、家庭に戻ることができないこどもについては、こどもと養育者の間に法的安定性を与え、こどもの健全な育成を図ることが期待できるため、養子縁組を推進していく必要があります。

#### ○児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数

| 年 度         | R1    | R2    | R3   | R4   | R5   |
|-------------|-------|-------|------|------|------|
| 特別養子縁組の成立件数 | 11(0) | 4 (1) | 4(0) | 7(1) | 7(0) |

※カッコ内は、うち千葉市の成立件数

出典：「福祉行政報告例」

また、家庭に戻ることができないこどもと養子縁組を希望する養育者を結びつける取組は、民間の養子縁組あっせん事業者も実施しています。民間の養子縁組あっせん事業者は、県や千葉市が事業の認可を行っていますが、養子縁組

はこどもの最善の利益を実現するために行われる必要があることを踏まえて、民間の事業者との情報共有や連携についても、検討する必要があります。

## (2) 対策

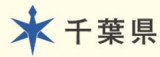
- i. 里親制度をより多くの人たちに知ってもらい里親の登録数を増やすため、里親に関心がある方などを対象としたイベントである里親大会や、児童相談所の管轄区域ごとに里親制度説明会を開催するとともに、「里親月間」である10月を中心にキャンペーンを行うなど、広報啓発活動を強化します。
- ii. 里親として必要な基礎的知識や技術を習得するための研修に加え、養育にあたって直面する様々な課題や悩みをテーマにした研修や、こどもを委託されていない里親に対するトレーニング事業を実施するなど、里親向けの研修を強化し養育技術の向上を図るとともに、里親が研修に参加しやすいよう、引き続き研修に要する費用を補助します。
- iii. 里親の養育にあたっての負担を軽減するため、こどもが委託されている里親家庭に対する生活や養育に関する相談や援助等の訪問支援、里親賠償責任保険加入への補助、里親等が相互交流・情報交換できる里親サロン設置、里親会への入会案内、一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）などの養育支援に関する取組を進めます。
- iv. 里親に対する支援を強化するため、引き続き児童相談所に里親担当の児童福祉司や里親対応専門員を配置します。また、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センターなどの関係機関が継続的に里親を支援できる体制を構築します。
- v. 専門里親が増加しない原因等を調査し、課題を踏まえた上で、専門里親を増やす取組について、検討を進めます。
- vi. 他県の先行事例等を参考に、令和6年4月に児童福祉施設として位置付けられた里親支援センターの設置を進めます。
- vii. 里親措置費の請求に係る里親の負担軽減を図るとともに、里親への各種情報提供を充実させるため、里親委託関連業務のシステム化を検討します。
- viii. 養子縁組を推進するため、養子縁組民間あっせん機関からあっせんを受けた養親希望者に対して、引き続きあっせん費用を助成します。

(3) 主な事業

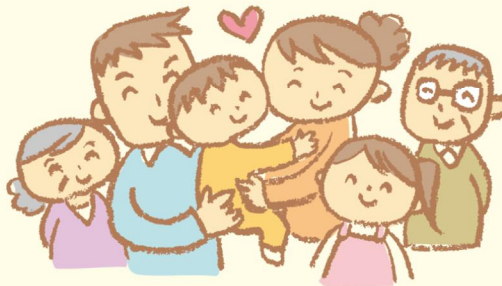
| 事業名                    | 概要                                                                                    |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 里親委託を推進する事業            | 里親委託を推進するため、里親制度への認知度の向上と里親登録数の増加（新規開拓）、里親の養育技術の向上（資質向上）、里親の養育に対する支援体制の構築（養育支援）を行います。 |
| （新規開拓）                 | 里親制度の普及・啓発のため、里親大会や里親制度説明会を開催します。啓発物品の作成・配布や里親制度啓発パネルの貸出しを行います。                       |
| （資質向上）                 | 里親の養育技術の向上を図るため、養育里親・養子縁組里親研修、専門里親研修、テーマ別研修、未委託里親研修などを行います。                           |
| （里親支援）                 | こどもを委託されている里親を支援するため、訪問支援、相互交流の場の設置、児童相談所の里親対応専門員の配置、里親賠償責任保険加入への補助などを行います。           |
| 児童保護措置費<br>児童保護県単措置費   | 里親にこどもを委託したことにより要する生活費等を負担します。                                                        |
| 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 | 里親に委託しているこどもの生活環境の向上のために必要な設備の整備や備品の購入等に係る費用を補助します。                                   |

(4) 目標

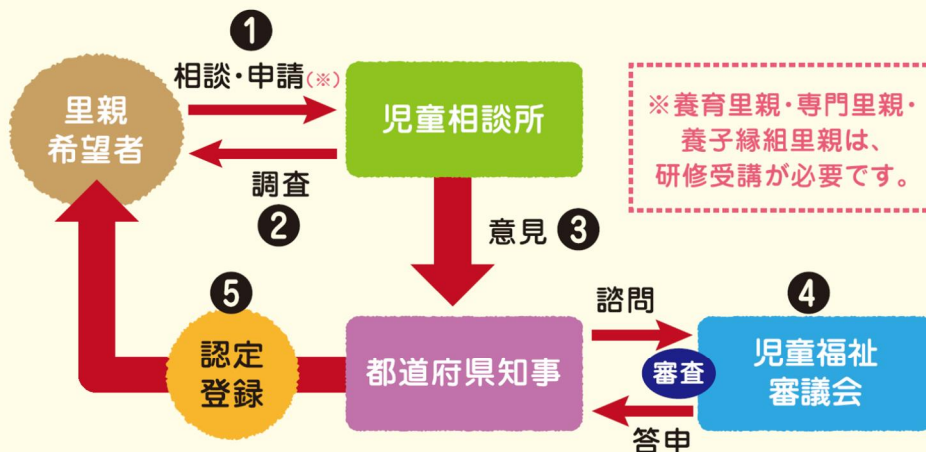
| 項目              | 現計画策定<br>当時の状況          | 現状                     | 目標                                                      | 期限     |
|-----------------|-------------------------|------------------------|---------------------------------------------------------|--------|
| 里親等委託率<br>(千葉県) | 全体<br>27.9%<br>(平成30年度) | 全体<br>34.9%<br>(令和5年度) | 全体<br>40.0%                                             | 令和11年度 |
|                 |                         |                        | 3歳未満<br>75.9%<br>3歳以上<br>就学前<br>55.4%<br>学童期以降<br>33.3% |        |
| 里親等委託率<br>(千葉市) | 全体<br>30.1%<br>(平成30年度) | 全体<br>32.0%<br>(令和5年度) | 全体<br>57.5%                                             | 令和11年度 |
|                 |                         |                        | 3歳未満<br>75.0%<br>3歳以上<br>就学前<br>75.0%<br>学童期以降<br>50.0% |        |
| 登録里親数 (千葉県)     | 586組<br>(平成30年度)        | 753組<br>(令和5年度)        | 900組                                                    | 令和11年度 |
| 登録里親数 (千葉市)     |                         | 109組<br>(令和5年度)        | 192組                                                    | 令和11年度 |
| 里親支援センター<br>設置数 |                         | 未設置                    | 4施設                                                     | 令和11年度 |



## 里親制度



### 里親希望から登録までの流れ



### 里親として登録を受けたら

児童相談所で保護した子どもの保護者が里親への委託を承諾した場合等に、その子どもや里親の状況を考慮して、児童相談所が子どもに合った里親を選び委託します。

### 登録期間

登録期間は5年です。登録後5年経過時に見直しが行われます。その際に、継続意思の確認をし、継続する場合には登録時と変わったことや希望する子どもの条件などを再確認して、再度審議会に登録の更新を審査いたします。

### 3 ファミリーホームへの支援と設置の推進

#### (1) 現状と課題

##### ○【千葉県】ファミリーホームの状況

| 年 度   | R1 | R2 | R3 | R4  | R5 |
|-------|----|----|----|-----|----|
| 事業所数  | 15 | 14 | 14 | 17  | 16 |
| 定員    | 88 | 82 | 82 | 100 | 94 |
| 委託児童数 | 57 | 58 | 52 | 65  | 66 |

※委託児童数は年度末現在 出典：「福祉行政報告例」

##### ○【千葉市】ファミリーホームの状況

| 年 度   | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|-------|----|----|----|----|----|
| 事業所数  | 4  | 6  | 6  | 6  | 6  |
| 定員    | 24 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| 委託児童数 | 14 | 23 | 23 | 23 | 22 |

※委託児童数は年度末現在 出典：「福祉行政報告例」

ファミリーホームは、虐待等により家庭で暮らすことができないこどもたちを養育者自身の家庭において預かる点で里親と同様ですが、最大で5～6名のこどもの委託を受けて養育を行う里親型のグループホームであり、家庭における養育環境と同様の養育環境を実現しています。ファミリーホームの数も委託されているこどもの数も年々増加しており、県としても設置を推進しています。

本県の特徴として、全てのファミリーホームについて、里親や元施設従事者などの個人が運営しており、これまで社会福祉法人等が運営しているものではありません。そのため、養育は運営者とその家族が中心となっていることが多く、こどもの養育環境として理想的な状況ですが、養育者にかかる負担は大きくなっています。ファミリーホームは養育の経験が豊富で専門性の高い事業所も多いため、親からの虐待等の影響により問題行動や心身の問題を抱えるなど養育が難しいこどもが委託される場合が多く、また一部のファミリーホームでは養育者が高齢化しているなどの課題もあることから、こどもが自立するまで、継続的に安定した運営ができるように支援を強化する必要があります。

また、限られた養育者及び補助者で多くのこどもたちを養育していることから、研修や情報交換等の機会を確保することが難しいため、養育技術の向上を

図るための仕組みを検討する必要があります。

## (2) 対策

- i. ファミリーホームの開設に向けた相談・指導や備品購入等にかかる経費の補助を行い、ファミリーホームの設置を推進します。
- ii. ファミリーホームの養育者の資質の向上を図るため、研修等を強化するとともに、養育者が研修を受講しやすい環境の整備を検討します。
- iii. ファミリーホームの運営者の負担を軽減するため、近隣の児童家庭支援センターや児童養護施設が養育支援を行えるような連携体制の構築を進めます。

## (3) 主な事業

| 事業名                      | 概要                                                                                                     |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童保護措置費<br>児童保護県単措置費     | ファミリーホームにこどもを委託したことにより要する人件費や生活費等を負担します。                                                               |
| 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業 | ファミリーホームにおいて、こどもたちの養育に携わる職員の資質向上のための研修に係る費用を補助します。                                                     |
| 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業   | ファミリーホームに入所しているこどもの生活環境の向上のために必要な設備の整備や備品の購入等に係る費用を補助します。<br>また、新たにファミリーホームを開設する場合に必要な上記の費用についても補助します。 |

## (4) 目標

| 項目         | 現計画策定<br>当時の状況    | 現状               | 目標   | 期限     |
|------------|-------------------|------------------|------|--------|
| ファミリーホームの数 | 18か所<br>(平成30年度末) | 23か所<br>(令和7年4月) | 33か所 | 令和11年度 |

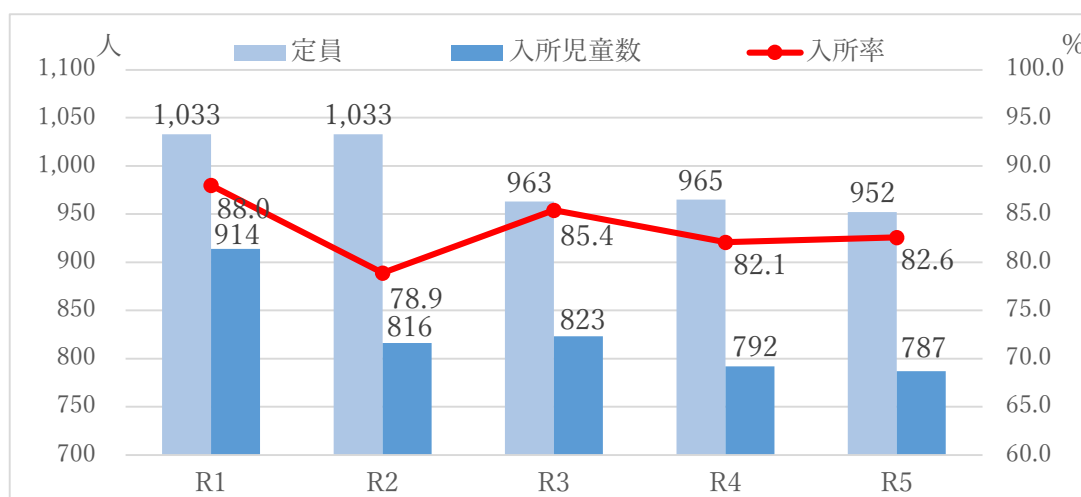
## 4 施設における家庭的養育の推進

### (1) 現状と課題

本県には、児童養護施設が22施設、乳児院が7施設、児童自立支援施設が1施設あります。また、平成28年度から、特に心理的な問題により日常生活の多岐に渡り支障をきたしているこどもを対象とした入所施設である児童心理治療施設を設置し、社会的養護が必要なこどもたちへの支援の充実を図っているところです。

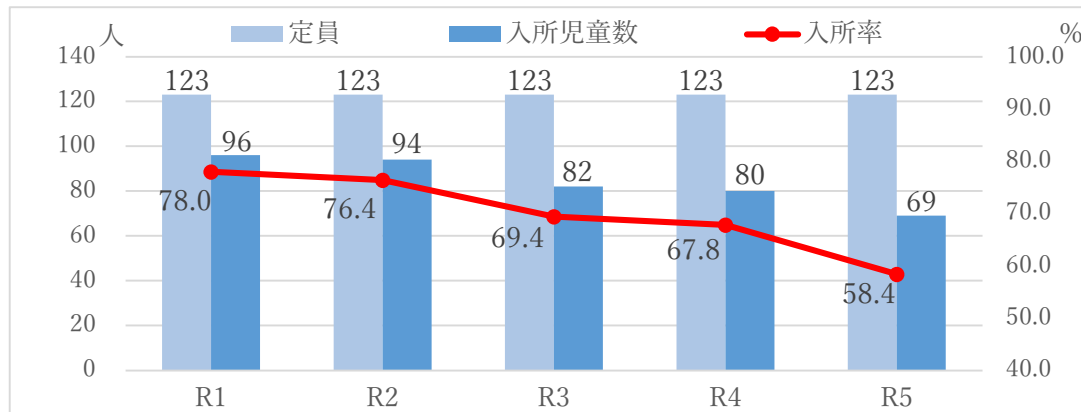
本県の社会的養護においては、乳児院や児童養護施設が大きな役割を担っており、施設の小規模化等により定員は減少していますが、依然として入所率は高い状況が続いています。

#### ○児童養護施設の入所者数の推移



※入所児童数は、各月1日現在の入所児童数の平均

#### ○乳児院の入所者数の推移



※入所児童数は、各月1日現在の入所児童数の平均

出典：児童家庭課調べ

これらの施設における大きな課題が職員の確保、育成です。各施設では、小規模化・地域分散化、高機能化、多機能化・機能転換に向けた取組を進め、小規模化等が進んだ一方、こどもたちを支援する職員確保が課題となっています。施設で直接こどもたちのケアを行うのは、児童指導員や保育士となりますが、児童指導員については全国的な児童相談所の職員の増員、保育士については保育所における保育士不足などと人材が重なっており、施設では夜勤や宿直、休日の出勤もあるため、採用が難しい状況が続いていることから、県としても支援を行う必要があります。

また、新しい社会的養育ビジョンによれば、今後、施設で養育するこどもたちは、虐待等の不適切な養育に起因する行動上の問題や精神症状などにより家庭生活を営むことが困難なこどもなど、ケアニーズの高いこどもたちとなります。職員の採用が困難である一方で、中堅職員の退職などにより、経験が少ない職員が増えている施設も多いことから、今まで以上に職員の資質の向上に取り組む必要があります。

さらに、職員を施設に定着させるためには、職員のモチベーションを維持、向上させることが必要であり、労働環境の改善に加えて、職員自身が成長やキャリアアップを実感できるように、施設が職員一人ひとりに合わせた育成プランを考え、研修等の機会を与えることが重要です。

#### ○各施設（児童養護施設・乳児院）の職員の平均経験年数の状況

| 年 度              | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|------------------|----|----|----|----|----|
| 20 年以上の施設        | 0  | 0  | 2  | 2  | 2  |
| 15 年以上、20 年未満の施設 | 2  | 2  | 0  | 0  | 0  |
| 10 年以上、15 年未満の施設 | 7  | 4  | 4  | 8  | 9  |
| 5 年以上、10 年未満の施設  | 15 | 20 | 18 | 15 | 13 |
| 5 年未満の施設         | 2  | 0  | 2  | 1  | 2  |

※民間の児童養護施設（19施設）、乳児院（7施設）が対象

※職員数は各年度4月1日時点

※施設ごとに、本体施設（地域小規模児童養護施設等を除く）で勤務する職員が児童養護施設等で勤務した年数の平均を算出し分類しています

出典：児童家庭課、千葉市こども家庭支援課調べ

施設において「できる限り良好な家庭的環境」での養育を実現するためにも、引き続き小規模化等に向けた施設の改築や建替、地域小規模児童養護施設の設置に対し、支援をしていく必要があります。

施設の高機能化や多機能化・機能転換にあたっては、各施設の特色を生かして進めることが重要です。既に地域や市町村などの関係機関と連携した取組を実施している施設や一時保護専用施設を設置している施設もありますが、それぞれの施設において社会的養護が必要なこどもたちを支援してきた実績や経験、地域や市町村とのつながりをうまく活用した機能転換が行えるように支援する必要があります。

#### ○児童養護施設の小規模グループケア実施施設数

| 年 度   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    | R6    |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総施設数  | 20(3) | 20(3) | 20(3) | 20(3) | 21(3) | 22(3) |
| 実施施設数 | 15(3) | 14(3) | 15(3) | 16(3) | 19(3) | 20(3) |

※各年度末現在。カッコ内は、うち千葉市所管施設数

#### ○乳児院の小規模グループケア実施施設数

| 年 度   | R1   | R2   | R3   | R4   | R5   | R6   |
|-------|------|------|------|------|------|------|
| 総施設数  | 7(1) | 7(1) | 7(1) | 7(1) | 7(1) | 7(1) |
| 実施施設数 | 4(0) | 4(0) | 5(1) | 5(1) | 4(1) | 6(1) |

※各年度末現在。カッコ内は、うち千葉市所管施設数

#### ○児童養護施設の小規模グループケア数

| 年 度          | R1     | R2     | R3     | R4     | R5     | R6     |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 本園           | 63(16) | 60(16) | 70(16) | 73(16) | 87(15) | 89(15) |
| 地域小規模児童養護施設  | 18(4)  | 18(4)  | 20(4)  | 20(3)  | 19(3)  | 20(3)  |
| 分園型小規模グループケア | 3(0)   | 5(0)   | 6(0)   | 6(1)   | 8(2)   | 8(2)   |

※各年度末現在。カッコ内は、うち千葉市所管施設数

※小規模グループケアとは、6人程度の小規模なグループ単位ごとに、居室、居間、台所、浴室、トイレなどを完備した家庭に近い環境において養育を行うことです。本体施設に複数のユニットを整備して行う場合と、本体施設の敷地とは別の場所で行う場合があります、後者を「分園型小規模グループケア」といいます。

※地域小規模児童養護施設とは、本体施設とは別の場所で、家庭と同様の居住環境で養育を行うための小規模な施設（定員6名）です。

○乳児院の小規模グループケア数

| 年 度          | R1   | R2   | R3    | R4    | R5    | R6    |
|--------------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 本園           | 9(0) | 9(0) | 13(4) | 13(4) | 12(4) | 14(4) |
| 分園型小規模グループケア | 0(0) | 0(0) | 0(0)  | 0(0)  | 0(0)  | 1(0)  |

※各年度末現在。カッコ内は、うち千葉市所管施設数

※小規模グループケアとは、6人程度の小規模なグループ単位ごとに、居室、居間、台所、浴室、トイレなどを完備した家庭に近い環境において養育を行うことです。本体施設に複数のユニットを整備して行う場合と、本体施設の敷地とは別の場所で行う場合があります、後者を「分園型小規模グループケア」といいます

出典：児童家庭課、千葉市こども家庭支援課調べ

(2) 対策

- i. 施設における職員の確保・育成に向けて、配置基準以上の職員を配置した場合の補助や、職員の研修に要する費用の補助等を実施してきたところですが、取組を強化します。
- ii. 施設において、他の職員の育成や指導、入所しているこどものケースマネジメントなどができる中心的な役割を担う職員を育成するため、より高度な知識、技能の習得や指導力の向上を図る研修を実施します。
- iii. 児童養護施設等の小規模化・地域分散化を推進するため、地域小規模児童養護施設の設置や、老朽化した施設の建替、本体施設の小規模化に向けた改築等を支援します。
- iv. 施設の高機能化や多機能化・機能転換に向けた取組について、各施設と適宜情報交換を行い、それぞれの施設の実情に応じた支援を実施します。
- v. 児童心理治療施設の安定した運営に向けて、施設と協議しながら、支援や指導を行います。

(3) 主な事業

| 事業名                      | 概要                                                                                         |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童保護措置費<br>児童保護県単措置費     | 児童養護施設、乳児院等にこどもが入所したことにより要する人件費や生活費等を負担します。                                                |
| 次世代育成対策施設<br>整備交付金事業     | 施設の小規模化や地域小規模児童養護施設の設置など、こどもの居住環境を改善するための施設整備に対し補助を行います。                                   |
| 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業 | 児童養護施設、乳児院等において、こどもたちの養育に携わる職員の資質向上のための研修に係る費用を補助します。                                      |
| 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業   | 児童養護施設、乳児院等に入所しているこどもの生活環境の向上のために必要な設備の整備や備品の購入等に係る費用を補助します。                               |
| 基幹的職員研修事業                | 施設に入所しているこどもやその家族への支援を向上させるため、施設の基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施します。                          |
| 乳児院等多機能化推進事業             | 乳児院や児童養護施設等において、地域で子育て中の家庭等からの相談に対する育児指導や、入所しているこどもへの医療的なケア、障害児等の受入体制の強化を実施する施設に対し支援を行います。 |
| 児童養護施設等体制強化事業            | 児童養護施設等において、人材確保し、こどもの受入体制を強化するため、児童指導員等を目指す方を、職員として雇用する施設に対し補助を行います。                      |

(4) 目標

| 項目                                   | 現計画策定<br>当時の状況    | 現状               | 目標   | 期限     |
|--------------------------------------|-------------------|------------------|------|--------|
| 施設の小規模化の実<br>施状況                     | 20施設<br>(平成30年度末) | 22施設<br>(令和5年度末) | 全施設  | 令和11年度 |
| 地域小規模児童養護<br>施設・分園型小規模グ<br>ループケアの実施数 | 25か所<br>(平成30年度末) | 31か所<br>(令和5年度末) | 40か所 | 令和11年度 |

(5) 施設一覧

○児童養護施設

| 施設名                   | 所在地  | 運営主体               | 定員  |
|-----------------------|------|--------------------|-----|
| 富浦学園                  | 南房総市 | 千葉県                | 76  |
| 平和園                   | 市原市  | (福)星光会             | 30  |
| 恩寵園                   | 船橋市  | (福)恩寵園             | 60  |
| 成田学園                  | 成田市  | (福)成田山福祉財団         | 42  |
| 香取学園松葉寮               | 東庄町  | (福)香取学園            | 60  |
| 子山ホーム                 | いすみ市 | (福)チルドレン・パラダイス     | 48  |
| 獅子吼園                  | 茂原市  | (福)獅子吼園            | 30  |
| 滝郷学園                  | 旭市   | (福)滝郷学園            | 36  |
| 螢雪学園                  | 酒々井町 | (福)螢雪学園            | 40  |
| ひかりの子学園               | 館山市  | (福)鉄研舎             | 30  |
| 野の花の家                 | 木更津市 | (福)一粒会             | 52  |
| 一宮学園                  | 一宮町  | (福)児童愛護会           | 48  |
| 東海学園                  | 旭市   | (福)東海学園            | 30  |
| 晴香園                   | 松戸市  | (福)晴香              | 35  |
| 望みの門かずさの里             | 富津市  | (福)ミッドナイトミッションのぞみ会 | 35  |
| 生活クラブ風の村<br>はぐくみの杜君津  | 君津市  | (福)生活クラブ           | 36  |
| びっき                   | 袖ヶ浦市 | (福)陽だまり            | 35  |
| 生活クラブ風の村<br>はぐくみの杜かしわ | 柏市   | (福)生活クラブ           | 30  |
| 実籾パークサイドハウス           | 習志野市 | (福)福祉楽団            | 36  |
| 房総双葉学園                | 千葉市  | (福)房総双葉学園          | 40  |
| ほうゆう・キッズホーム           | 千葉市  | (福)鳳雄会             | 50  |
| 千葉みらい響の杜学園            | 千葉市  | (福)天佑会             | 42  |
| 22施設(県所管19、千葉市所管3)    |      |                    | 921 |

※定員は令和7年4月1日時点

○乳児院

| 施設名                            | 所在地  | 運営主体               | 定員  |
|--------------------------------|------|--------------------|-----|
| 聖愛乳児園                          | いすみ市 | (福)チルドレン・パラダイス     | 15  |
| 望みの門方舟乳児園                      | 富津市  | (福)ミッドナイトミッションのぞみ会 | 9   |
| コミュニティ長柄                       | 長柄町  | (福)共育の広場           | 15  |
| ほうゆうベビーホーム                     | 八千代市 | (福)鳳雄会             | 29  |
| 生活クラブ風の村<br>はぐくみの杜君津<br>赤ちゃんの家 | 君津市  | (福)生活クラブ           | 15  |
| イーハトーブ                         | 八街市  | (福)開拓              | 15  |
| エンジェルホーム                       | 千葉市  | (福)鳳雄会             | 20  |
| 7 施設（県所管 6、千葉市所管 1）            |      |                    | 118 |

※定員は令和 7 年 4 月 1 日時点

○児童心理治療施設

| 施設名        | 所在地 | 運営主体               | 定員 |
|------------|-----|--------------------|----|
| 望みの門木下記念学園 | 富津市 | (福)ミッドナイトミッションのぞみ会 | 25 |

※定員は令和 7 年 4 月 1 日時点

○児童自立支援施設

| 施設名  | 所在地 | 運営主体 | 定員 |
|------|-----|------|----|
| 生実学校 | 千葉市 | 千葉県  | 70 |

※定員は令和 7 年 4 月 1 日時点

○母子生活支援施設

| 施設名                         | 所在地  | 運営主体          | 定員<br>(世帯) |
|-----------------------------|------|---------------|------------|
| 国府台母子ホーム                    | 市川市  | (福) 千葉ベタニヤホーム | 30         |
| FAH こすもす                    | 木更津市 | (福)一粒会        | 10         |
| 旭ヶ丘母子ホーム                    | 千葉市  | (福) 千葉ベタニヤホーム | 40         |
| 青い鳥ホーム                      | 船橋市  | (福) 千葉ベタニヤホーム | 20         |
| 4 施設（県所管 2、千葉市所管 1、船橋市所管 1） |      |               | 100        |

※定員は令和 7 年 4 月 1 日時点

## 5 新たな施設の整備

### (1) 現状と課題

新しい社会的養育ビジョンを踏まえ、大舎制や中舎制をとっていた児童養護施設では、小規模化や地域分散化に取り組み、既に小規模化を進めていた施設においても、一つのユニットあたりの入所定員を減らすなど、更なる小規模化に取り組みました。

小規模化の取組により、できる限り良好な家庭的環境の整備が進む一方、本計画策定時、児童養護施設の大幅な定員減が生じる見込みであったことから、計画前期の令和6年度までに新たに2か所の児童養護施設を設置することを目標として取り組んだ結果、目標どおり設置することができました。

#### ○児童養護施設における将来の意向等を踏まえた定員数の見込

| 年 度 | R1    | R5    | R7    | R11   |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 定員数 | 1,033 | 972 人 | 916 人 | 837 人 |

出典：児童家庭課調べ

このように児童養護施設を新設し、定員確保の取組を進めていますが、県では児童虐待相談対応件数が横ばいの傾向を示す中、一時保護件数は増加傾向にあり、施設入所等の待機児童数は直近5年の平均で80名弱となるなど、社会的養護の受け皿が不足しています。

令和11年度までの里親や施設による養育が必要なこどもの推計数は緩やかに減少するものの、ほぼ横ばいの状況が続く見込みであり、今後、社会的養護の受皿不足が拡大してしまう可能性があります。

そのため、里親や施設による養育が必要なこどもの推計数や里親等委託率の目標等を踏まえて、改めて今後必要となる児童養護施設や乳児院の定員数について整理する必要があります。

### (2) 児童養護施設に必要な定員数について

里親等委託率の目標を達成した場合に、児童養護施設への入所が必要となるこどもの数は、令和11年度末時点で718名となる見込みです。

○児童養護施設の入所児童数（年度末時点）の推計

| 年 度 | R1  | R5  | R7  | R9  | R11 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 千葉県 | 695 | 648 | 689 | 663 | 633 |
| 千葉市 | 95  | 119 | 120 | 102 | 85  |
| 合 計 | 790 | 767 | 809 | 765 | 718 |

しかし、年度末は就職や進学等の理由により退所するこどもが多いことから、入所しているこどもの数が少ない時期であり、年間平均と年度末の入所児童数を比較すると、年間平均の入所児童数は、年度末の入所児童数の約1.1倍となっています。

○児童養護施設の入所状況の比較（年間平均と年度末）

| 年 度       | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 年間平均入所児童数 | 873 | 854 | 851 | 821 | 815 |
| 年度末入所児童数  | 790 | 801 | 780 | 807 | 767 |

※年間平均入所児童数は、各月1日現在の入所児童数の平均

出典：「福祉行政報告例」、児童家庭課調べ

また、施設の定員に空きがあっても、既に入所しているこどもの性別や年齢などによって、新たに入所するこどもの性別や年齢などに制約が生じる場合があることや、施設職員の急な退職などによる影響で一時的に受入が困難になる場合があることも考慮すると、定員に関しては入所児童数の見込みよりも多く設定する必要があります。各年度の月初において、最も入所者が多かったときの入所率を見ると85～90%で推移していることから、現状の施設の受入体制においては、定員を1割程度多く見積もる必要があると考えられます。

○児童養護施設における最も多い入所児童数の推移

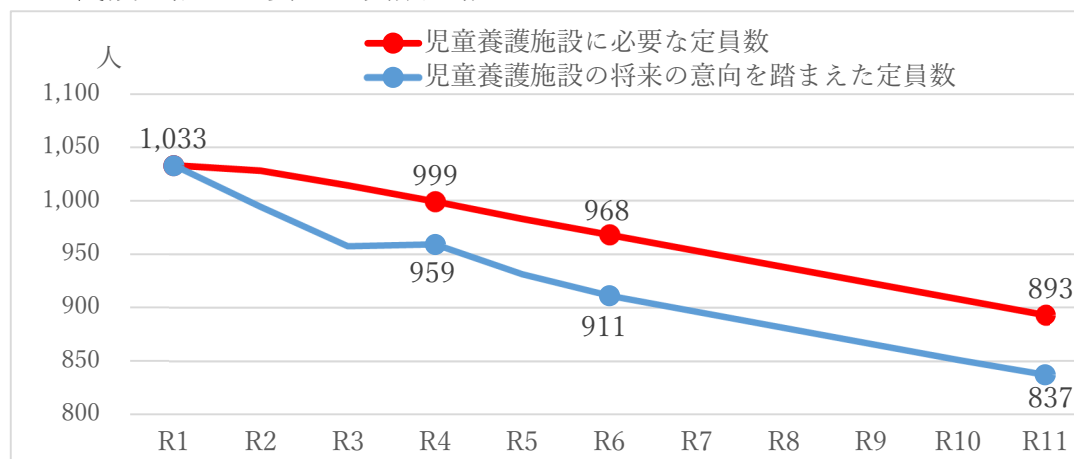
| 年 度   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 定員    | 1,033 | 1,033 | 965   | 965   | 972   |
| 入所児童数 | 884   | 877   | 862   | 842   | 823   |
| 入所率   | 85.6% | 84.9% | 89.3% | 87.3% | 84.7% |

※入所児童数は、各月1日時点の入所児童数の中で最も多い人数

出典：「福祉行政報告例」

これらの要素を踏まえ、児童養護施設に必要な定員数について推計を行ったところ、以下のとおりとなります。

#### ○児童養護施設に必要な定員数の推計



本県の児童養護施設においては、今後も定員数の減少が進む見込みであり、里親への委託が目標のとおりに進まなかった場合等を考慮すると、こどもたちの受皿が更に不足してしまう可能性があります。

そのため、今後の5年間においても家庭に近い環境を実現した児童養護施設を新たに設置する必要があります。

#### (3) 乳児院に必要な定員数について

里親等委託率の目標を達成した場合に、乳児院への入所が必要となるこどもの数は令和11年度に33名となる見込みです。

#### ○乳児院の入所児童数（年度末時点）の推計

| 年 度 | R1 | R5 | R7 | R9 | R11 |
|-----|----|----|----|----|-----|
| 千葉県 | 82 | 51 | 41 | 33 | 27  |
| 千葉市 | 12 | 17 | 13 | 10 | 6   |
| 合 計 | 94 | 68 | 54 | 43 | 33  |

本県においては、主に乳児の一時保護の委託先として、乳児院が重要な役割を担っています。乳幼児の委託先として里親も活用しており、今後も里親への

一時保護委託を推進しますが、夜間に緊急的に一時保護したケース、虐待の影響や心身の疾患等により専門的なアセスメントが必要なケースも多いことから、乳児院における一時保護の受入体制は、引き続き維持していく必要があります。

そのため、当面は現在の定員を維持しつつ、各乳児院の意向を踏まえた高機能化や多機能化の取組を進めていくこととします。

また、虐待によるけがや障害などによる医療的なケアニーズが高いため、通常の乳児院の職員体制では受け入れることが難しい乳幼児がいることから、他県では、高度な医療機能を持つ病院に併設し、医師や看護師による手厚いケアを実現している乳児院があります。本県においても、児童相談所や千葉県児童福祉施設協議会から設置の要望があることから、病院併設型の乳児院の設置について、検討を行う必要があります。

#### (4) 対策

- i. 将来的に児童養護施設の定員が不足する見込であることから、令和11年度までに新たに民間の児童養護施設(定員30～36名の施設を2か所)の設置を促進します。
- ii. 医療的なケアニーズの高い乳幼児の入所先を確保するため、病院併設型の乳児院の設置について、他県の先行事例等を研究し、検討を進めます。

#### (5) 目標

| 項目                  | 現計画策定<br>当時の状況 | 現状 | 目標    | 期限     |
|---------------------|----------------|----|-------|--------|
| 新たな民間の<br>児童養護施設の設置 |                | -  | 2施設設置 | 令和11年度 |

(6) 期限到来・達成済み目標

| 項目                  | 現計画策定<br>当時の状況 | 目標     | 達成・未達<br>成の状況 | 期限      |
|---------------------|----------------|--------|---------------|---------|
| 新たな民間の<br>児童養護施設の設置 | -              | 2 施設設置 | 達成            | 令和 6 年度 |

## 6 自立支援の充実

### (1) 現状と課題

里親に委託されているこどもや児童養護施設に入所しているこどもたちの多くは、社会人として自立する際に、精神的にも、経済的にも親の支援を受けられない状況にあることから、他のこどもたちとともに、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活できるように支援することが重要です。

また、こどもたちが自立した後も、里親や施設と長期に渡りつながりを持つことや、不安や悩み、困ったことを相談できる相手を作ることが必要になります。

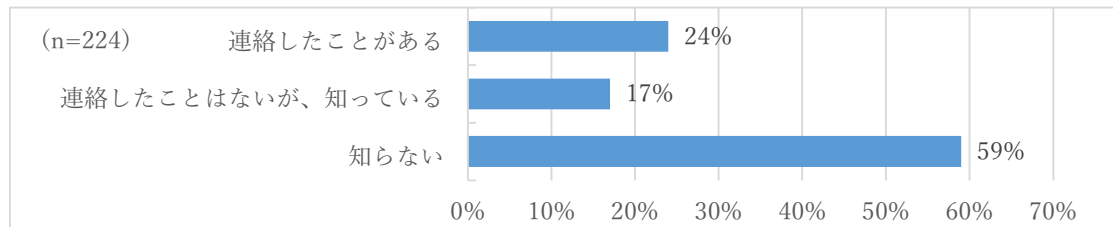
WG 調査において、施設等を退所後に「施設から定期的に連絡をくれることが嬉しい」「施設職員からの連絡が励みなる」という声が多くあり、施設退所者等にとって、施設等は単なる相談相手ではなく、心の支えにもなっていることが分かります。一方で、施設入所中に「電車やバスの乗り方を教えて欲しかった」「料理の作り方を教えて欲しかった」「自立に向けた生活の準備や公的な手続きの仕方などを教えて欲しかった」など退所後の生活において、様々な不安や悩み、困りごとを抱えていることも分かりました。

本県では、平成28年度から、千葉市に施設退所者等の支援のための事業所（令和6年度からは社会的養護自立支援拠点事業所。以下「拠点事業所」という。）を設置し、生活や就労に関する相談・支援などを実施してきましたが、拠点事業所が支援している施設退所者等の増加に加えて、令和4年の児童福祉法の改正により、令和6年度からは虐待経験がありながらこれまで公的支援につながらなかった者も支援の対象となったことから、令和7年度からは、拠点事業所を2か所に増設したところです。

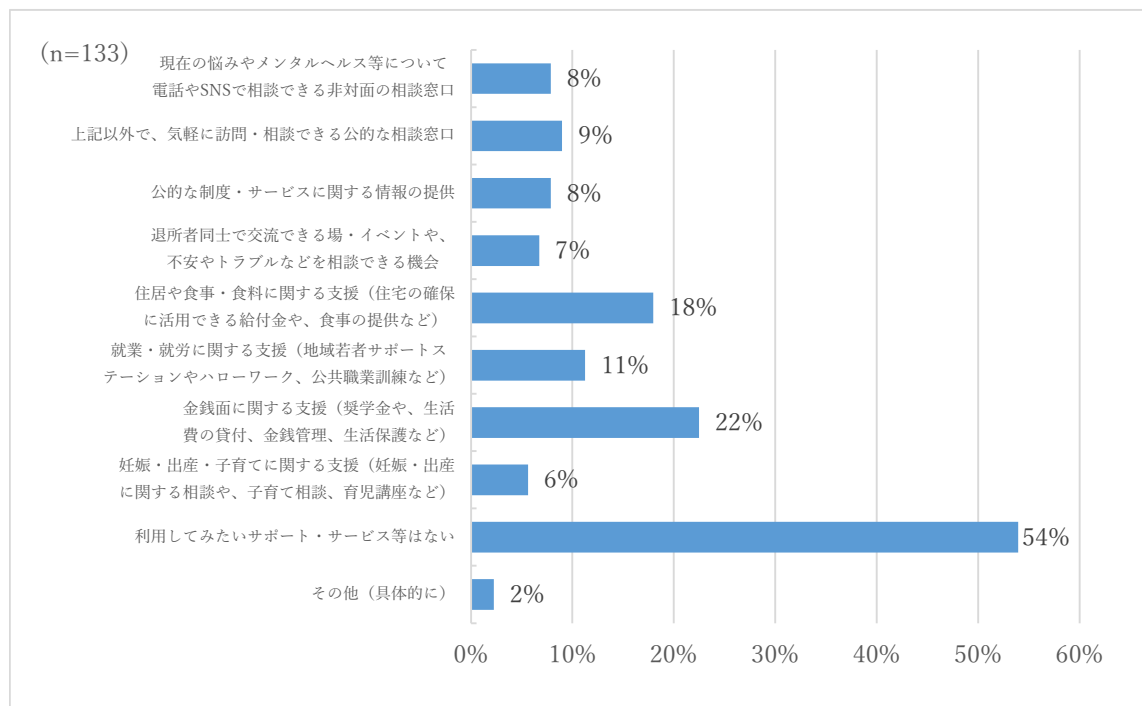
一方、WG 調査では、拠点事業所を「知らない」と回答した人が約6割おり、また、そのうち半数程度が、暮らしのなかでの不安・心配なことに対して、今後何らかのサポートやサービスを利用したいと考えていることが分かりました。さらに、施設等で生活するこどもを対象に行ったアンケート調査においても、施設を退所後に必要と思われるサポートとして、半数のこどもが「生活について相談できる場所」と回答していたことから、あらためて拠点事業所を広く周知する必要があります。

## 〇WG 調査

- ・ちばアフターケアネットワークステーション CANS（事業所）を知っていますか。



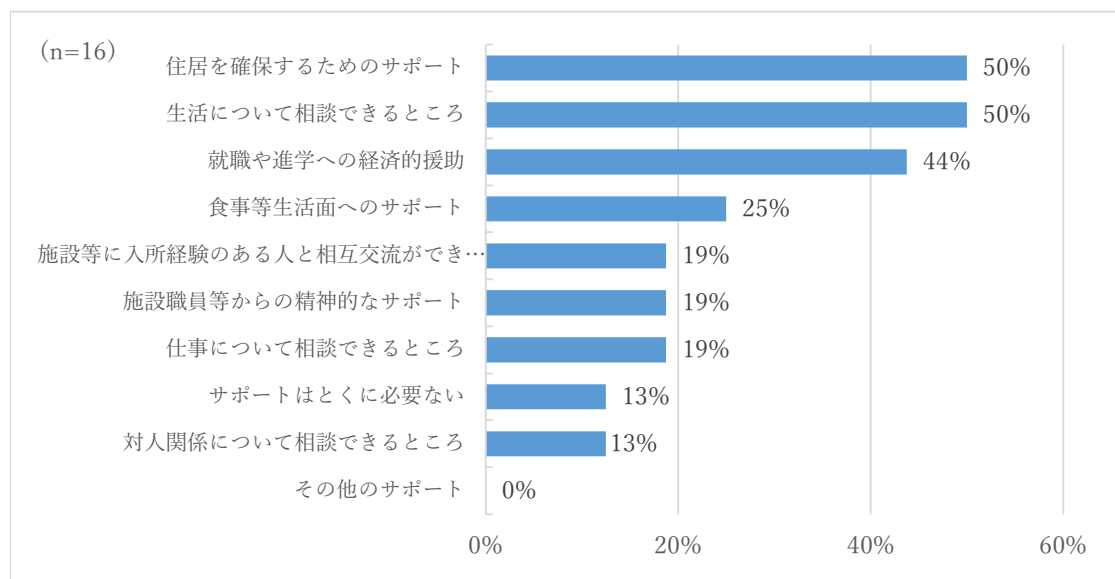
- ・上記「知らない」と回答した者のうち、現在の暮らしのなかでの不安・心配なことに対して、今後利用したいサポートやサービスはありますか。



出典：千葉県内における社会的養育経験者等の実態調査

## ○アンケート調査

### ・施設を退所後に必要と思われるサポート（高校生以上が回答）



出典：児童家庭課調べ

今後も、施設退所者等の支援ニーズの把握に努めるとともに、休日や夜間を含めた一時避難先や短期間の居場所の提供といったシェルター機能なども含め、拠点事業所の更なる充実・強化を検討していく必要があります。

家庭で暮らせない義務教育を終了した後の児童等のうち、社会的に自立するための支援が必要な児童等が、日常生活の援助や指導、就職に向けた支援を受けながら自立を目指す、児童自立生活援助事業所も重要な役割を担っています。

児童自立生活援助事業所の中でも、特に自立援助ホームは自立を目指す高齢児の社会的養護の重要な受皿になっています。

## ○自立援助ホームの設置状況

| 年 度       | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 施設数       | 15    | 16    | 18    | 21    | 23    |
| 定員        | 96    | 102   | 129   | 147   | 159   |
| (うち県所管施設) | (78)  | (84)  | (111) | (123) | (135) |
| 入所児童数     | 75    | 84    | 99    | 119   | 130   |
| 入所率       | 78.1% | 77.5% | 67.4% | 77.8% | 81.8% |

※定員及び施設数は、各年度4月1日時点

※入所児童数及び入所率は、それぞれ各月1日時点の中で最も多い人数・率

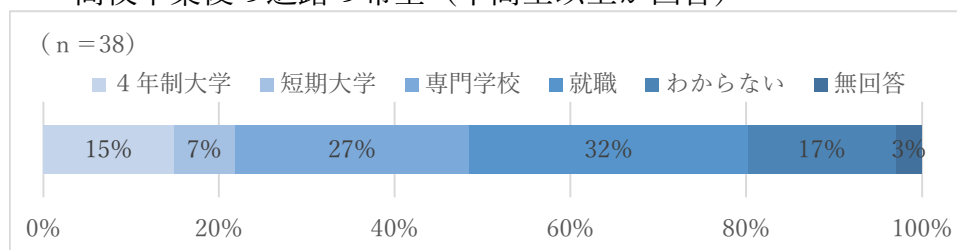
出典：児童家庭課調べ

全国的に自立援助ホームは増加傾向にありますが、本県では特に顕著であり、20か所の設置目標（令和11年度期限）に対して、令和7年4月現在、目標を大きく上回る28か所が設置されています。今後は、児童等が安定して自立を目指すことができるよう、自立援助ホームの支援の質の向上を図る取組を強化する必要があります。

本県の児童養護施設退所者の大学や専門学校等への進学率は、平成30年度は25.0%でしたが、令和4年度には43.1%に増加しました。しかしながら、全国の高等学校等卒業者の進学率84.5%と比べると依然として大きく下回っています。施設等で生活するこどもを対象に行ったアンケート調査では「高校卒業後に進学を希望している者」は約半数となっていますが、経済的な理由から進学しないこどもも一定数いると考えられます。進学や就職に関わらず、多様な選択肢の中から、こどもが自ら希望する進路を選べる環境を整えることが重要です。

#### ○アンケート調査

##### ・高校卒業後の進路の希望（中高生以上が回答）



出典：児童家庭課調べ

## (2) 対策

- i. 施設退所者等のニーズの把握に努め、拠点事業所について、シェルター機能など更なる充実・強化の検討や施設退所者等への周知を強化します。
- ii. 自立援助ホームにおいて、入所児童等の自立に向けた支援の質の向上と安定的な運営を図るため、第三者評価の積極的な受審を促すなど、必要な支援や指導を行います。
- iii. 就職等により自立する際に、保護者からの経済的な支援が受けられない児童等に対し、就業を継続すれば返還が免除になる、生活費や家賃、資格取得を支援するための資金の貸付を行います。
- iv. 児童養護施設等退所者を社会全体で支援するため、企業や県民からの寄付を原資とする返済不要の奨学金制度を継続し、児童養護施設等退所者の進学率向上に取り組みます。

## (3) 主な事業

| 事業名                      | 概要                                                                                                           |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会的養護自立支援拠点事業            | 里親や施設から自立する児童等に対し、自立に必要な生活基盤を築くための生活支援や就労支援などを行います。                                                          |
| 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 | 里親や施設から自立した児童等に対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行います。                                                                 |
| 児童保護措置費<br>児童保護県単措置費     | 児童自立生活援助事業所に児童等が入所したことにより要する人件費や生活費等を負担します。                                                                  |
| 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業   | 児童自立生活援助事業所に入所している児童等の生活環境の向上のために必要な設備の整備や備品の購入等に係る費用を補助します。<br>また、新たに児童自立生活援助事業所を開設する場合に必要な上記の費用についても補助します。 |
| 児童養護施設等退所者に対する奨学金制度      | 児童養護施設等退所者に対して、返済不要の奨学金を給付します。                                                                               |

(4) 目標

| 項目                              | 現計画策定<br>当時の状況       | 現状                  | 目標                | 期限  |
|---------------------------------|----------------------|---------------------|-------------------|-----|
| 児童養護施設の<br>こどもの進学率<br>(中学校卒業後)  | 90.8%<br>(H30.5.1時点) | 95.0%<br>(R5.5.1時点) | 県全体の高等学校等進学率に近づける | 毎年度 |
| 児童養護施設の<br>こどもの進学率<br>(高等学校卒業後) | 25.0%<br>(H30.5.1時点) | 43.1%<br>(R5.5.1時点) | 増加させる             | 毎年度 |

(5) 期限到来・達成済み目標

| 項目              | 現計画策定<br>当時の状況     | 目標   | 達成・未達成の状況 | 期限     |
|-----------------|--------------------|------|-----------|--------|
| 自立援助ホームの<br>設置数 | 15か所<br>(R1.4.1時点) | 20か所 | 達成        | 令和11年度 |

(6) 施設一覧

○自立援助ホーム

| 施設名                    | 所在地  | 運営主体            | 定員  |
|------------------------|------|-----------------|-----|
| 生活クラブ風の村人力舎君津          | 君津市  | (福)生活クラブ        | 6   |
| こたにがわ学園                | 松戸市  | (特非)誠心会         | 12  |
| 南柏                     | 柏市   | 個人              | 6   |
| はるつげ荘                  | 千葉市  | (特非)子どもセンター帆希   | 6   |
| ひまわり                   | 船橋市  | (特非)socialmate  | 6   |
| 坂梨ホーム                  | 市川市  | (福)一粒会          | 6   |
| みんなのいえ                 | 市原市  | (特非)光と風と夢       | 6   |
| 未来の杜                   | 千葉市  | (福)天祐会          | 6   |
| 夢ぽーとⅢ                  | 柏市   | (一社)レミシンク       | 6   |
| 夢ぽーとⅣ                  | 柏市   | (一社)レミシンク       | 6   |
| 夢ぽーとⅤ                  | 松戸市  | (一社)レミシンク       | 6   |
| ひまわり 2 号棟              | 船橋市  | (特非) socialmate | 6   |
| 夢ぽーとⅥ                  | 松戸市  | (一社)レミシンク       | 6   |
| わかば                    | 千葉市  | (特非) socialmate | 6   |
| グリーンヒル若葉ハウス            | 八千代市 | (福)翠耀会          | 6   |
| Le port (ル・ポール)        | 市川市  | (特非)ダイバーシティ工房   | 6   |
| 歩みの家                   | 松戸市  | (一社)いっぽの会       | 6   |
| 希望の杜                   | 富津市  | (福)天祐会          | 15  |
| ひだまりのいえ                | 船橋市  | (同)ひだまりサポート     | 6   |
| かぜまちの家                 | 千葉市  | (特非)子どもセンター帆希   | 6   |
| ふらは                    | 柏市   | 個人              | 6   |
| 実家                     | 船橋市  | (特非)いいちばみらい     | 6   |
| 片桐ホーム                  | 八千代市 | 個人              | 6   |
| ふるさと                   | 君津市  | (特非)三由会         | 5   |
| 渚 BASE (渚ベース)          | 千葉市  | (株)ベストサポート      | 6   |
| バーディーホーム               | 船橋市  | (同)ウェリオ roots   | 6   |
| ひまわり 3 号棟              | 松戸市  | (特非)socialmate  | 6   |
| Parasol (パラソル)         | 東金市  | (一社)なみまち        | 6   |
| 28 施設 (県所管 23、千葉市所管 5) |      |                 | 182 |

※令和 7 年 4 月 1 日現在

## 7 被措置児童等虐待の防止

### (1) 現状と課題

里親の家庭や施設は、家庭で暮らせなくなったこどもたちが安心して生活を送ることができる場でなければなりません。里親やその同居人、施設の職員などが、委託されたこどもに対して虐待を行う「被措置児童等虐待」は、こどもの権利を著しく侵害するものです。

#### ○被措置児童等虐待の状況

| 年度        | R2                 | R3        | R4 | R5    |
|-----------|--------------------|-----------|----|-------|
| 発生<br>件数  | 3                  | 3         | 0  | 1     |
| 施設等<br>種別 | 里親等 1<br>児童養護施設等 2 | 児童養護施設等 3 | —  | 里親等 1 |

出典：児童家庭課調べ

現在の社会的養護の現場において、被措置児童等虐待があってはならないというのは当然のことですが、起きてしまう可能性が高い環境であるということを考える必要があります。里親への委託や施設に入所するこどもの多くは、家庭での虐待などの影響により、人間関係を築くことが難しかったり、思いもよらない言動をとったりすることなどがあります。また、発達に課題を抱えるなど関わりが難しいこどもも増加しています。そのため、養育が思いどおりにいかないことが発生しやすい環境であり、そのことを理解せず、誰にも相談しないで問題を抱え込んでしまうと、こどもに対し誤った支援を行ってしまうリスクが生じます。

施設においては、職員の資質向上を図るとともに、職員一人一人が問題を抱え込まないように組織的に対応することが重要です。また、里親の家庭では、組織的な対応は難しいことから、児童相談所や施設をはじめとする関係機関とのつながりを強化し、相談や支援が受けられる体制を構築することが重要です。

## (2) 対策

- i. 里親や施設で生活するこどもに、子どもの権利ノートを渡してこどもの権利をわかりやすく説明するとともに、児童相談所や里親、施設の職員などから被措置児童等虐待と思われる行為を受けた場合に連絡できるはがき（あなたへの大切なお知らせ）を毎年配布します。また、令和4年の児童福祉法の改正を踏まえた子どもの権利ノートの見直しを行います。
- ii. 千葉県児童福祉施設協議会がこども家庭福祉や権利擁護の専門家等との意見交換などを通し、こどもの権利擁護や養育環境等の向上を図るための活動を支援します。
- iii. 里親や施設の職員が、こどもの権利を擁護し、適切な養育を行えるように研修等を通じた養育技術の向上を図ります。
- iv. 里親に対する支援を強化するため、児童相談所への里親担当の児童福祉司の配置や、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センターなどの関係機関が継続的に里親を支援します。
- v. 施設内虐待を防止するため、児童精神科医や弁護士等の専門家を児童虐待対応専門委員として登録し、施設職員等への助言や支援を行います。

## (3) 主な事業

| 事業名                      | 概要                                                                                                 |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子どもの権利ノートの作成・配布事業        | 子どもの権利ノートを作成し、一時保護や里親委託施設入所しているこどもたち等に配布します。<br>また、周囲の大人に相談できないときに、県に連絡できるはがき（あなたへの大切なお知らせ）を配布します。 |
| 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業 | 児童養護施設、乳児院等において、こどもたちの養育に携わる職員の資質向上のための研修に係る費用を補助します。                                              |

(4) 目標

| 項目       | 現計画策定<br>当時の状況    | 現状               | 目標  | 期限  |
|----------|-------------------|------------------|-----|-----|
| 被措置児童等虐待 | 2 件<br>(平成 30 年度) | 1 件<br>(令和 5 年度) | 0 件 | 毎年度 |